

船舶事故調査報告書

令和4年5月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 事故種類                             | 同乗者負傷  |
| 発生日時                             | 令和3年9月11日 09時25分ごろ   |
| 発生場所                             | 明石海峡大橋付近<br>岩屋港東防波堤灯台から真方位013° 1,700m付近<br>(概位 北緯34° 36.8′ 東経135° 01.0′)   |
| 事故の概要                            | プレジャーボートマンボーⅢは、漂流中、船体が動揺して同乗者が負傷した。  |
| 事故調査の経過                          | 令和3年9月28日、主管調査官（神戸事務所）を指名<br>原因関係者から意見聴取手続実施済  |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等 | プレジャーボート マンボーⅢ、5トン未満（長さ6.93m）<br>243-18574兵庫、個人所有  |
| 乗組員等に関する情報                       | 船長、一級小型・特殊<br>同乗者A   |
| 負傷者                              | 重傷 1人（同乗者A）  |
| 損傷                               | なし   |
| 気象・海象                            | 気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3、視界 良好<br>海象：波高 約1.5m、潮流 西北西流約4.0ノット   |
| 事故の経過                            | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者Aほか2人を乗せ、兵庫県淡路市岩屋港沖で餌用の小魚を釣った後、船長が見通しの良い場所で釣りのポイントを探そうと、明石海峡の中央部付近に移動し、船首を東方に向けて漂流していた。</p> <p>船長は、兵庫県神戸市須磨区沖に複数の釣り船を認め、同乗者とも相談し、同区沖で釣りを行うこととして移動を開始しようとした際、西進する大型のプレジャーボートが本船の左舷側近くを通過し、直後、本船の船首部に波高約2.0mの波を受け、本船が同波を乗り越えて船首部が急激に下がったとき、前部甲板で立っていた同乗者Aが、転倒して尻もちをつき、臀部を甲板に打ち付けた。</p> <p>同乗者Aは、本船が釣りを切り上げてマリーナに帰航後、船長が要請した救急車で病院に搬送され、第3腰椎圧迫骨折と診断された。</p> <p>明石海峡では、本事故当時、西北西方から吹く風と西北西方に流れる潮流とがぶつかって波長が短い波（以下「しお波」という。）が立っていた。</p> <p>同乗者A以外の乗船者は、船体中央部のコックピットと後部甲板の椅子等に腰を掛けていた。</p> <p>同乗者Aは、前部甲板のシートに船尾方を向いて腰を掛けており、本船が移動を開始する前に、航行時の揺れが小さい後部甲板に移動し</p> |

|              |   |
|--------------|---|
|              | <p>ようとシートから立って船尾方に向かって歩き始めた際、大型のプレジャーボートが本船の左舷側近くを通過していくのが見え、直後、船首部が急激に下がり、後方に転倒した。</p> <p>同乗者Aは、本船が受けた波は、明石海峡で立っていたしお波に大型のプレジャーボートの航走波が重なり、波高が高くなっていたと本事故後に思った。</p>                                  |
| <b>分析</b>    | <p>本船は、明石海峡で波高約1.5mのしお波が立っている状況下、船長が前部甲板に同乗者Aが乗船した状態で漂泊を続けたことから、プレジャーボートが本船の近くを通過した際、しお波に大型のプレジャーボートの航走波が重なって発生した波高約2.0mの波を船首部に受け、同波を乗り越えて船首部が急激に下がり、同乗者Aが転倒して臀部を甲板に打ち付けたことにより、同乗者Aが負傷したものと考えられる。</p> |
| <b>原因</b>    | <p>本事故は、本船が、明石海峡で波高約1.5mのしお波が立っている状況下、船長が前部甲板に同乗者Aが乗船した状態で漂泊を続けたため、プレジャーボートが本船の近くを通過した際、波高約2.0mの波を船首部に受け、同波を乗り越えて船首部が急激に下がり、同乗者Aが転倒して臀部を甲板に打ち付けたことにより発生したものと考えられる。</p>                                |
| <b>再発防止策</b> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・波の影響を受けやすい小型船舶の船長は、波を受けて船体が動揺するおそれがある場合、乗船者を揺れの小さい船体中央部よりも後方に乗船させること。</li> </ul>                                    |